

## 1人1台端末に関わるFAQ（令和3年1月28日現在）

|    | 質問内容   | 回答  |
|----|--|---|
| 1  | タブレット端末の利用に金銭的負担はありますか   | 今回のタブレット端末は、国のGIGAスクール構想に基づき、文部科学省からの補助を活用し、市が整備しています。そのため、タブレット端末やソフトウェアの使用に係る費用負担は生じません。<br>ただし、家庭に持ち帰った際の電気代や通信費用は、家庭で負担いただくことになります。             |
| 2  | タブレット端末は誰の所有になりますか   | 市が所有するタブレット端末を貸与することになります。  |
| 3  | タブレット端末は毎日持ち帰りますか  | 令和3年度から中学生及び小学4～6年生について、1週間のうち複数回持ち帰ることを想定しています。小学1～3年生は、適宜判断してまいります。   |
| 4  | 端末に不具合が出た時はどうすれば良いですか  | まずは学校に連絡してください。学校と教育委員会で必要な対応を調整します。  |
| 5  | 利用者の故意または重大な過失による破損と認められる場合、修繕費等の原状復旧は申請者の負担とありますが、いくら負担することになりますか | 故意による破損、紛失を除き、児童生徒や保護者の皆さんに心配、負担をかけないよう運用します。<br>(市で物損、盗難補償に加入しています)<br>乱雑な扱いや故意または重大な過失による利用者の負担額については、起こった事案の詳細な内容や情勢により変動しますので、その都度協議させていただきます。  |
| 6  | 個人賠償責任保険のようなものはありますか   | 市として統一的なものは用意しておりません。   |
| 7  | タブレット端末はいつ返却することになりますか   | 市外への転校等がない限り、中学校を卒業するまで継続して利用し、卒業時に返却していただきます。  |
| 8  | タブレット端末が古くなれば、再度、新しいものを市から貸与されますか                                  | 国の想定では、将来的にBYOD（自分自身で用意する）も視野に入れていることから、次回入替時の全国的な状況も背景に判断していくことになります。  |
| 9  | バッテリーの交換はありますか   | 貸与しているタブレット端末の劣化具合をみて、交換を検討してまいります。   |
| 10 | OSは何ですか  | 本市では、PCルームとの連携及び操作性、また、今後、様々なソフトウェアを導入していく可能性を考えWindowsでの整備としました。   |
| 11 | 授業支援システムとはどのようなものですか   | 主体的、対話的で深い学びの支援を趣旨に、教員が児童生徒の画面をリアルタイムに把握したり、子ども同士がお互いに回答を閲覧し、共同編集できる機能を備えたシステムです。<br>インターネット回線を利用することにより、遠隔や自宅学習にも対応できます。                           |
| 12 | タブレット端末にはフィルタリングがかかっていますか  | 校内で使用の際はフィルタリング等のセキュリティ対策を用意しています。自宅利用時の対策は検討中ですが、貸与している端末利用に限らず、スマートフォンやSNSを利用するにあたり、情報モラルを身に付けることが非常に大切です。<br>学校でも十分に指導してまいりますので、家庭でも協力をお願いいたします。 |
| 13 | タブレット端末を持ち帰った際に、家庭にインターネット回線がない場合はどのような利用が可能ですか。                   | 文書の作成や写真撮影などのインターネット環境を必要としない学習は可能です。ただし、授業支援システムなどのインターネット環境が必要な学習については、利用できませんので、紙資料などの別の対応を想定しています。  |
| 14 | 市から無料のWi-Fiの貸出し等はないですか   | ございません。   |
| 15 | 登校していない子どもへの学びの保障について  | 現状は、家庭と連携を図りながら、プリント配布やPCを用いた授業支援など子どもの実態にあわせた個別対応をさせていただいています。   |

※FAQにつきましては、随時更新いたします。